

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
告 示	
◎「令和8年度ニホンザル生息状況調査等委託業務」に係る公金事務の委託（中山間地域対策課）	1
◎「令和8年度就労体験拠点設置事業委託業務」に係る公金事務の委託（障害保健支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉指導課）	1
◎「令和8年度高知県ものづくり名人派遣事業委託事業」に係る公金事務の委託（雇用労働政策課）	1
○公共測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	1
○公共測量の終了の通知（3件）（〃）	2
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示 ○告示（参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙の選挙運動の収支報告）の訂正	2
監査公表 ○定期監査の執行結果（教育委員会教育センターほか）	4

告 示

高知県告示第527号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年8月13日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月4日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る	委託期間
事務所の所在地	名称		

		歳入等又は歳出	
兵庫県丹波市青垣町佐治120番地1	株式会社野生鳥獣対策連携センター	「令和8年度ニホンザル生息状況調査等委託業務」により支払う報償費及び旅費	令和8年8月13日から令和9年3月31日まで

高知県告示第528号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年8月12日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月4日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市上町三丁目4－23	特定非営利活動法人ブルースター	「令和8年度就労体験拠点設置事業委託業務」により支払う謝金及び手当金	令和8年8月12日から令和9年3月31日まで
南国市陣山字弥市531－1	社会福祉法人高知県知的障害者育成会		〃
宿毛市和田569－1	特定非営利活動法人かざぐるま		〃

高知県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年9月4日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
こいけクリニック	四万十市中村大橋通六丁目3－7	令8・5・30
幸 歯 科 医 院	土佐清水市栄町2－14	〃 6・30
松岡歯科医院	四万十市中村東町三丁目2－22	〃 〃 〃

高知県告示第530号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年7月27日に指定し、公金事務を同年8月4日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月4日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市布師田3992番地4	高知県職業能力開発協会	「令和8年度高知県ものづくり名人派遣事業委託業務」により支払うものづくり名人への謝金及び旅費	令和8年8月4日から令和9年2月28日まで

高知県告示第531号

農林水産省中国四国農政局高知南国農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月4日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和8年7月27日から令和9年3月15日まで
- 作業地域
南国市浜改田地内

高知県告示第532号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年7月31日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月4日

高知県知事 濱田 省司 1 作業種類 公共測量（3・4級基準点測量） 2 作業期間 令和8年7月31日から令和9年2月26日まで 3 作業地域 安芸市穴内 高知県告示第533号 高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年8月5日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和8年9月4日 高知県知事 濱田 省司 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量） 2 作業期間 令和8年8月1日から令和9年3月15日まで 3 作業地域 須崎市浦ノ内東分 高知県告示第534号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和8年1月高知県告示第53号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年7月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和8年9月4日 高知県知事 濱田 省司 高知県告示第535号 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和8年5月高知県告示第297号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年6月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和8年9月4日 高知県知事 濱田 省司 高知県告示第536号 高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から令和8年5月高知県告示第307号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年6月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和8年9月4日 高知県知事 濱田 省司	----- 徳島県及び高知県 参議院合同選挙区 選挙管理委員会告示 ----- 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第2号 令和8年2月徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号（参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙の選挙運動の収支報告）の一部を次のとおり訂正する。 令和8年9月4日 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 田中 庄司	
---	--	--

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
38,948,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	広 田 一	所属党派	無所属	期間 令和7年6月20日から 令和7年8月3日まで
出納責任者氏名	二 瓶 真樹子			第1回分

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,222,000 円
広田一改新の会	政治団体	760,000 円	家屋費	490,000 円
			選挙事務所費	490,000 円
			集会会場費	0 円
			通信費	8,498,125 円
			交通費	229,250 円
			印刷費	2,986,718 円
			広告費	2,179,784 円
			文具費	33,904 円
			食糧費	590,424 円
			宿泊費	429,600 円
			雑費	303,243 円
その他の寄附		0 円		
その他の収入		17,000,000 円		
今回計		17,760,000 円	今回計	16,963,048 円
前回計		0 円	前回計	0 円
総 計		17,760,000 円	総 計	16,963,048 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	357,450円
	ビラの作成	1,011,500円
	ポスターの作成	1,617,768円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	365,637円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	464,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	442,015円
	政見放送のための録画等	0円
	計	4,258,826円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回 報告分
----------	----------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
38,948,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	広 田 一	所属党派	無所属	期間 令和7年7月26日から 令和7年8月26日まで
出納責任者氏名	二 瓶 真樹子			第2回分

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	276,000 円
			家屋費	0 円
			選挙事務所費	0 円
			集会会場費	0 円
			通信費	0 円
			交通費	0 円
			印刷費	0 円
			広告費	0 円
			文具費	0 円
			食糧費	15,000 円
			宿泊費	0 円
			雑費	517,000 円
その他の寄附		0 円		
その他の収入		0 円		
今回計		0 円	今回計	808,000 円
前回計		17,760,000 円	前回計	16,963,048 円
総 計		17,760,000 円	総 計	17,771,048 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	357,450円
	ビラの作成	1,011,500円
	ポスターの作成	1,617,768円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	365,637円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	464,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	442,015円
	政見放送のための録画等	0円
	計	4,258,826円

報告書受理年月日	令和7年8月27日	第2回 報告分
----------	-----------	---------

- 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
38,948,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	広 田 一	所属党派	無所属	期間 令和7年8月27日から 令和7年12月12日まで
出納責任者氏名	二 瓶 真樹子			第3回分

収入			支出	
主たる寄附 （氏名・団体名）（職業）（寄附額）			人件費	0 円
			家屋費	0 円
			選挙事務所費	0 円
			集合会場費	0 円
			通信費	0 円
			交通費	0 円
			印刷費	0 円
			広告費	0 円
			文具費	0 円
			食糧費	0 円
その他の寄附 その他の収入			雑費	121,000 円
			休泊費	0 円
			今回計	121,000 円
			前回計	17,771,048 円
今回計		0 円	今回計	121,000 円
前回計	17,760,000 円		前回計	17,771,048 円
総 計	17,760,000 円		総 計	17,892,048 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	357,450円
	ビラの作成	1,011,500円
	ポスターの作成	1,617,768円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	365,637円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	464,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	442,015円
	政見放送のための録画等	0円
計		4,258,826円

報告書受理年月日	令和7年12月15日	第3回 報告分
----------	------------	---------

監 査 公 表

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年9月4日

高知県監査委員	下村 勝幸
同	桑鶴 太朗
同	奥村 陽子
同	和田 廣男

定期監査結果報告（令和8年度第1回） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。 記 第1 監査の概要 1 監査の種類 地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査 2 監査の対象 監査対象機関229機関（出先機関121機関を含む。）のうち出先機関44機関（別表1のとおり） 3 監査の着眼点（評価項目） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。 4 監査の実施内容 令和7年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。 第2 監査の結果及び意見 前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。 実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。 なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。 1 指摘事項 教育委員会教育センター 令和7年3月分の厚生年金保険料等において、令和6年度予算で支払うべきところ、令和7年度予算で支払っていた。 これは、社会保険料（労働保険料を除く。）に係る歳出の会計年度所属は、その支出の原因である事実の存した期間の属する年度とする旨を定めた地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条第1項第3号の規定に反する不適切な事務処理である。 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 2 意見 今回監査を実施した出先の44機関のうち13機関におい	て、是正又は改善を要する不適切な事務処理が21件認められた。前年度と比較すると、機関数は2機関、件数は2件、それぞれ減少している。 また、前年度と比較して件数が減少したのは9機関、増加したのは7機関で、増減がなかったのは4機関、2年連続で適正に事務が行われていたのは24機関となっている。 事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。 事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。	
---	--	--

別表1（監査対象機関）

機関名		機関名	
知事 部 局	危機管理部	知事 部 局	林業振興・環境部
	消防学校		嶺北林業振興事務所
	危機管理部 1 機関		中央西林業事務所
	健康政策部		須崎林業事務所
	安芸福祉保健所		林業振興・環境部 3 機関
	中央西福祉保健所		水産振興部
	須崎福祉保健所		水産試験場
	幡多福祉保健所		水産振興部 1 機関
	衛生環境研究所		公営企業局
	幡多看護専門学校		あき総合病院
	食肉衛生検査所	幡多けんみん病院	
	健康政策部 7 機関	公営企業局 2 機関	
	子ども・福祉政策部	教育委員会	
	精神保健福祉センター	教育センター	
	希望が丘学園	中部教育事務所	
	幡多児童相談所	西部教育事務所	
	女性相談支援センター	青少年センター	
	子ども・福祉政策部 4 機関	心の教育センター	
	文化生活部	春野高等学校	
	消費生活センター	窪川高等学校	
文化生活部 1 機関	宿毛工業高等学校		
商工労働部	盲学校		
紙産業技術センター	高知ろう学校		
高知高等技術学校	高知若草特別支援学校		
商工労働部 2 機関	教育委員会 11機関		
農業振興部	警察本部		
安芸農業振興センター	須崎警察署		
中央西農業振興センター	窪川警察署		
須崎農業振興センター	警察本部 2 機関		
幡多農業振興センター	合計 44機関		
農業技術センター			
農業技術センター果樹試験場			
農業技術センター茶業試験場			
畜産試験場			
中央家畜保健衛生所			
西部家畜保健衛生所			
農業振興部 10機関			

別表2(実施機関別の指摘事項及び注意事項)

機関名		事務区分							() : 指摘事項の件数で内数		
		共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和7年度	増減
知事 部 局	危機管理部										
	消防学校										
	健康政策部			1	2		1		4	1	3
	安芸福祉保健所										
	中央西福祉保健所										
	須崎福祉保健所				1				1		1
	幡多福祉保健所						1		1		1
	衛生環境研究所			1	1				2		2
	幡多看護専門学校									1	△1
	食肉衛生検査所										
	子ども・福祉政策部			1	1				2	4	△2
	精神保健福祉センター									2	△2
	希望が丘学園			1	1				2	2	
	幡多児童相談所										
	女性相談支援センター										
	文化生活部									1	△1
	消費生活センター									1	△1
	商工労働部			1			1		2	2 (1)	
	紙産業技術センター						1		1	1	
	高知高等技術学校			1					1	1 (1)	
	農業振興部			1			2		3	2	1
	安芸農業振興センター										
	中央西農業振興センター									1	△1
	須崎農業振興センター						1		1		1
	幡多農業振興センター										
	農業技術センター			1			1		2	1	1
	農業技術センター果樹試験場										
	農業技術センター茶業試験場										
	畜産試験場										
	中央家畜保健衛生所										
	西部家畜保健衛生所										
	林業振興・環境部									1	△1
	嶺北林業振興事務所									1	△1
	中央西林業事務所										
	須崎林業事務所										
	水産振興部										
	水産試験場										

() : 指摘事項の件数で内数										
機関名	事務区分							参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和7年度	増減
公営企業局	1		4	2				7	7 (1)	
あき総合病院	1		3	1				5	3	2
幡多けんみん病院			1	1				2	4 (1)	△2
教育委員会			2 (1)			1		3 (1)	5	△2
教育センター			1 (1)					1 (1)	2	△1
中部教育事務所										
西部教育事務所									1	△1
青少年センター										
心の教育センター			1					1		1
春野高等学校										
窪川高等学校						1		1	1	
宿毛工業高等学校										
盲学校										
高知ろう学校									1	△1
高知若草特別支援学校										
警察本部										
須崎警察署										
窪川警察署										
計	1	0	10 (1)	5	0	5	0	21 (1)	23 (2)	△2

別表3（事務区分別の指摘事項及び注意事項）

事 務 区 分	指摘事項	注意事項	合計		主 な 事 例
	件 数	件 数	件 数	割合(%)	
共通	0	1	1	4.8	・ 決裁の未実施
収入事務	0	0	0	—	
支出事務	1	9	10	47.6	・ 会計年度の誤り ・ 通勤手当の支給誤り ・ 食糧費と旅費の調整漏れ ・ 支払証発行管理簿の押印誤り 等
契約事務	0	5	5	23.8	・ 個人情報の取扱いに係る責任者等の報告漏れ ・ 検査職員に指命されていない者による検認 ・ 予定価格調書の積算基礎の記載誤り
補助金の交付に関する事務	0	0	0	—	
財産・物品等管理事務	0	5	5	23.8	・ 郵便切手類等出納簿等の記載・押印誤り ・ E T C カードのマイレージポイントの失効
土木・建築工事に関する事務	0	0	0	—	
計	1	20	21	100.0	
参考（令和7年度）	2	21	23	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。